

令和7年（行ウ）第13号 業務委託料返還請求事件
原告 長岡裕子 被告 いわき市長 内田広之

答 弁 書

（令和7年9月13日付訴状訂正の申立書添附の訴状について）

令和7年10月17日

福島地方裁判所第一民事部合議二係 御中

（送達場所） 970-8026 福島県いわき市平字大工町6番地の12

被告訴訟代理人 弁護士 大谷好信

TEL0246-25-5858・Fax0246-25-5860



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する答弁

- 1 当事者
認める。
- 2 違法な財務会計上の行為
 - (1) 認める。
 - (2) 認める。
 - (3) 認める。
 - (4) 否認し争う。
- 3 本件業務委託契約の内容
 - (1) 認める。
 - (2) 認める。
 - (3) 認める。

- 4 監査請求前置の存在と監査結果が出された日付について
「第2の2記載の被告による違法な財務会計上の行為」について否認。
その余は認める。
- 5 本件業務委託契約の締結及び履行に係る財務会計上の行為の違法性が審判の対象とされるべきこと（本件監査報告の却下部分の判断の誤り）
 - (1) はじめに
 - i 第一段落 認める。
 - ii 第二段落 否認し争う。
 - (2) 「正当な理由」の存在
 - ア 第一段落 認める。
第二段落 争う。
 - イ 第一段落 認める。
第二段落 争う。
 - ウ 否認し争う。
- 6 本件支出命令に関する審査の中で、本件業務委託契約に関する違法性を問題にしななければならないこと（違法性の承継）
否認し争う。
詳細な認否反論は追って主張する。
- 7 違法事由の整理
否認し争う。
詳細な認否反論は追って主張する。
- 8 本件業務委託契約が私法上無効であること
 - (1) 本件業務委託契約の契約相手方として、相手方を選定した点に裁量権の著しい濫用があること。
否認し争う。
詳細な認否反論は追って主張する。
 - (2) 見積書の内容におよそ合理性がなく、また契約適正化のための必要な手続きを潜脱しており予算執行の適正確保の見地から裁量権の濫用が著しいこと。
否認し争う。
詳細な認否反論は追って主張する。

(3) 小括

否認し争う。

- 9 解除権が発生しうる状況にあったにもかかわらず漫然と支出命令を行ったこと
否認し争う。

詳細な認否反論は追って主張する。

10 まとめ

否認し争う。

11 求釈明

釈明不要と思料する。

以 上